

2023 年度 第 48 号

体育市民連帯 ニュースレター

倫理と規定の間·・・ 「太極マークジレンマ」 ファン・ウィジョ事態 サッカー協会は撤退へ旋回



ダイビング国家代表指導者 未成年選手に 性的暴行を加え 常習的に金を受け取る



スポーツ強国を みんなのための スポーツパラダイムに 転換へ



大韓体育会 故チェ·スクヒョン事件 文化体育観光部 懲戒要求覆して···



仁川 障害者専門体育 選手の 40% 「人権侵害された」



大韓民国スポーツの 根本的変化を 皆さんと共に 作って行きたいです 体育市民連帯と共に

していただけますか?





体育市民連帯 ニュースレター 2023 年 第 48 号 2023.12.5

01 スポーツソウル 2023.11.29

倫理と規定の間·・・「太極マークジレンマ」ファン・ウィジョ事態 サッカー協会は結局撤退へ旋回



元恋人との性的関係を不法撮影した疑いが持たれているストライカ 一、ファン・ウィジョ (31、ノーリッチシティ)が捜査機関の結果が 出るまで国家代表資格を失うことになった。

大韓サッカー協会(KFA)は 28 日、倫理委員会、公正委員会、国家代表戦力強化委員会の委員などで議論機構を構成し、ファン・ウィジョ事態と関連した会議を開いた。 チェ・ヨンイル副会長をはじめ、イ・ユンナム倫理委員長とマイケル・ミューラー戦力強化委員長、チョン・ヘソン大会委員長など各分科委員が 1時間 30 分ほど議論を経たという。 捜査機関の調査が進行中なので事実関係を確認する権限はないが、悪化した世論を考慮しながら的確な結論が出るまでファン・ウィジョを国家代表チームに選抜しないことにした。

イ・ユンナム委員長は「国家代表選手が高度な道徳性と責任感を感じ、国家代表名誉を維持しなければならない義務があり、そのような点で本人の私生活など色々な部分を管理しなければならないという点を考慮した」として一時的にファン・ウィジョが太極マークを返却するようにした決定を説明した。 また、「(ファン・ウィジョ事態が)代表チームに何か影響を及ぼすのではないかという憂慮、国家代表として出場すればファンが感じる部分に対する憂慮など事情を考慮した」と付け加えた。

当初被疑者身分で警察調査を受けたファン・ウィジョの「太極マーク資格」を巡り論難が激しかった。 彼は 21 日、中国と 2026 北中米ワールドカップアジア地域 2 次予選遠征試合を控えて不法撮影疑惑と関連して警察の調査を受けた。 そして中国戦に出場した。

ユルゲン・クリンスマン代表監督は「ファン・ウィジョは犯罪者ではない。 まだ容疑が立証されていない」 とし、無罪推定の原則に言及し、試合出場に何の問題もないと述べた。 KFA も「疑惑があるだけで、疑惑が明らかになったことはない」とし、同じ基調だった。

以後、上位団体である大韓体育会に向けた叱咤の声も出たが、KFA は他種目と違ってオリンピック、アジア大会のように総合大会に限って体育会から練習および選手抜擢などの承認を受けている。 W 杯予選などは KFA が自主的に代表選手を選んで運営する。 体育会も「総合大会以外は各種目 IF (国際連盟) 規定に従って代表チームを運営する。 ファン・ウィジョ事態は私たちが承認する国家代表強化訓練期間などと関係がない」という立場を示した。

これに対して一部では 2018 年兵役特例奉仕活動実績操作疑惑を受けた元サッカー代表チャン・ヒョンス(アル・ヒラル)、2021 年デート暴力、不法撮影などの疑惑で告訴されたバレーボール国家代表チョン・ジソク (大韓航空)事例に言及して対抗した。

チャン・ヒョンスは KFA から代表永久剥奪の重懲戒を、チョン・ジソクは体育会から代表選手1年の資格 停止処分をそれぞれ受けたためだ。 しかしチャン・ヒョンスは当時容疑を早く認め、チョン・ジソクも体育 会が承認しなければならない強化訓練期間に起きたことなので「規定どおり」処理が可能だった。 ファン ・ウィジョは自ら容疑を否認しており、警察の調査が進行中だったため、KFAが世論を意識してむやみに 懲戒を下すことは容易ではなかった。

しかし、政界まで加わり、KFA も負担を感じているようだ。 国民の力のイ・ヨンホ議員は 25 日、個人ソーシャルメディアに「ファン・ウィジョは社会的公認で道徳的物議を越えて同意されない不法撮影物が流布されるようにしたとすれば明白な刑事処罰対象」とし、KFA に厳重な懲戒措置を要求する声を出した。この他にも多くの市民団体まで批判の声を上げた。 体育市民連帯は 24 日、「性関係不法撮影の被疑者になったサッカー選手が大韓民国を代表してプレーする資格があるのか」とし、「(KFA は) 論議が解消されるまででも出場中止などの措置を取るべきだった」と声明を出し、女性民友会はこれに先立ち、「不法撮影の疑いで警察の取り調べを受ける選手が平気でグラウンドに走る姿は、不法撮影をしても問題ないという社会的メッセージを伝える」と明らかにした。

KFA が「撤退基調」に転じ、来年1月カタールアジアカップに備える「クリンスマン号」に赤信号が灯った。 ファン・ウィジョはチョ・ギュソン(ミットウィラン)と代表チーム最前線のワントップの座をめぐって競争する欧州派の核心要員だ。 しかし、アジアカップ前まで彼が不起訴処分を受けなければ、クリンスマン監督は短期間で代替者を探さなければならない。

ファン・ウィジョとしてはアジアカップだけでなく起訴され裁判まで行く場合、長い時間がかかるだけに太極マークと事実上別れる危機に置かれた。

一方、性暴力処罰法上、撮影物などの流布容疑で警察に拘束された A 氏は、ファン・ウィジョの元恋人ではなく、兄嫁であることが明らかになった。 ファン・ウィジョは 26 日に行われた 2023-2024 シーズンイングランド選手権(2 部)第 17 ラウンドのクイーンズパーク・レンジャーズ戦で前半 21 分、先制決勝ゴールを決め、ノーリッチの 1-0 勝利を導いた。 シーズン 2 号ゴールを入れた彼は最近の論難にも指を唇に当てるシグネチャーセレモニーを繰り広げたが、一部では「静かにしろ」という意味に解釈され非難世論がより大きくなった。

ファン・ウィジョは、「被害者だと主張する元恋人と合意の下、映像を撮影した」と対抗している。

出典: https://www.sportsseoul.com/news/read/1375453?ref=naver

02 時事ジャーナル 2023.12.01

ダイビング国家代表指導者 未成年選手に性的暴行を加え、常習的に金を受け取る



ダイビング国家代表チームの指導者であるチョ・ウョン仁川市庁監督がダイビング国家代表である A 氏を未成年者の時に性暴行し、十数年間仁川市小・中・高と実業チームのダイビング選手たちからお金を上納してもらっていたという疑惑が提起された。 A 氏はチョ監督を「性暴行」で刑事告訴し、金の上納疑惑に対してはスポーツ倫理センターと仁川市庁に陳情書を提出した。

「満 18 歳の時に性的暴行」…5年以上の懲役刑が可能

時事ジャーナルは事実確認のためにA氏とインタビューを行い、A氏の告訴状・陳情書、証拠として提示 された口座内訳、録音録、写真、関係者事実確認書などを入手した。 仁川地域のダイビング選手・保護者 らも接触した。 また、スポーツ倫理センター、仁川市庁、仁川市体育会、仁川西部警察署、仁川地方検察 庁など関連機関の公式立場も取材した。 最後にチョ・ウョン監督の釈明を聞いた。

性的暴行事件の場合、警察が不送致(無罪終結)したが、A氏の異議申し立てにより検察が再捜査に着手した。 現在、チョ・ウョン監督は「被疑者」身分の状態だ。 性的暴行被害者の年齢が満 19 歳未満(未成年者)であれば、被疑者は「児童・青少年の性保護に関する法律(児童・青少年法)」の適用を受けることになる。 検察関係者は「この事件は児童庁法第7条第5項『偽計または威力で児童・青少年を姦淫したり醜行した者』に該当するが、5年以上の懲役に処されうる重犯罪」と指摘した。

チョ・ウョン監督はすべての容疑を否認した。 チョ監督は A 氏を誣告の疑いで告訴し、スポーツ倫理センターにも「A の誣告によって精神的ストレスを受けている」という趣旨で申告した。 しかし警察はチョ監督の告訴を嫌疑なしで終結した。 チョ監督は性暴行-金の上納疑惑に対して「A を利用した派閥争い」とし「全て事実ではない。 警察に関連証拠をすべて提出した」と反論した。

スポーツ倫理センターと仁川市庁は事実確認・懲戒手続きをどのように進めているのか。 スポーツ倫理センターは 2019 年、スポーツ界の「MeToo (私もされた)」運動によって 2020 年 8 月に設立された文化体育観光部傘下の独立機構だ。 スポーツ倫理センター側は「申告時効があるが、性暴力は 5 年、不正は 3 年」とし「性暴力の件は時効が過ぎており、不正(金の上納)の件は調査を進めている。 12 月には結果が出るだろう」と明らかにした。

チョ・ウョン監督が実業チームを受け持っている仁川市庁側は「仁川市は職場運動競技部の運営事務を仁川市体育会に委託する。 この事件を仁川市体育会スポーツ公正室に移管した」と述べた。 仁川市体育会スポーツ公正室の関係者は「現在調査を進めている」とし「金の上納に関しては選手全員を調査する予定」と明らかにした。

趙監督「Aが我が家に来てもいない」夫人

時事ジャーナルの取材を総合すると、チョ・ウョン監督に提起された疑いは次の通りだ。

「チョ・ウョン監督が女子選手に性的暴行を加え、2012~23 年まで仁川全体(小・中・高)ダイビング選手に会費・運営費の名目で毎月30万ウォンずつ受け取った。2022年下半期からは学校発展基金の名目で金銭を受け取っている。 実業チームの場合、本人が上納されたことが噂になったという理由で方法を変え、「師匠の日」の時に選手たちに自発的なように見せかけ、年俸額対比10%ずつ高価な名品を受け取っている」

性的暴行はA氏が未成年者だった満18歳に起きたという。 次はA氏が警察に供述した内容だ。 ただし、二次被害が懸念される部分は公開しない。

「2015 年 12 月 7 日、済州島冬季訓練に行く前に、チョ・ウョンコーチが『(A氏の) 家が空港から遠い距離だから、私の家(チョ・ウョンの家)で寝て翌日一緒に空港に行こう』と提案し、『家に妻と子供たちもいるから心配しないで』と言った。 その前にも他のダイビング選手たちと一緒に行ったことがあり、私は子供たちが好きで顔も見るのを兼ねてチョコーチの家に行った。 しかし、妻と子供たちはいなかった。「いついらっしゃるのか」と尋ねた時、「来るよ」という言葉だけだった。 夜遅くなって仕方なくチョコーチの家で夕食を食べて帰ってきて部屋に横になったが、急に入ってきて私の隣に横になって・・・(中略)・・・反抗した。 あの時の恐ろしさと羞恥心は今考えても・・・私はその当時 19歳(満 18歳)だった。 年も幼くて怖くて両親にもすぐに話すことができなかった。 チョコーチは、「小学校の時から見てきたし、私を教えていた先生がそうしたので、とても心的に大変で死にたかった。 今まで誰にも言えなかった理由は、

その時の衝撃が今も恐ろしさとして残っているためだ。 さらに大きな恐怖は、引き続き国家代表をしたいが、(このことを話せば)選手人生に大きな被害を受けるしかないということだ」

しかし結局、A氏はこの事実を母親に話し、A氏の母親はチョ・ウョン監督に会ったという。 A さんのお母さんは「チョ監督がその時『悪かったです。 本当にごめんなさい。 言われた通りにします。 辞めるならやめます』と言った」と主張した。

しかし現在、チョ・ウョン監督は「Aが我が家に来てもいない」として全面否認している。 チョ監督は「その時、私は家族と一緒にいた。 関連証拠をすべて提出した」と主張した。 これに対してA氏は「その当時、チョ監督は合宿訓練の一週間前から『自分の家で寝て一緒に行こう』と言っており、事件当日に私がチョ監督の家に行ったことを友人、同僚選手、他の指導者も知っている。 彼らが事実確認書も書いてくれた」とし「また、チョ・ウョンと母親の出会いを証言できる人の事実確認書まで提出した」と反論した。

仁川西部警察署はこの事件を証拠不十分で「嫌疑なし」処分した。 しかし、A氏が仁川地方検察庁に異議申請をし、仁川地検はこれを受け入れて再捜査を進めている。 A氏は「仁川西部で捜査官と調査日程を調整していたが、2週間ほど連絡が取れなくて突然『事件期日を長く決めることができず不送致決定を下した』と言った。 常識的に納得できなかったため異議申請をした」とし「10月末、仁川地検から『捜査が再開された』と通知を受けた」と話した。

「趙監督、車の引き出しに500万ウォン入れて」

A氏は、チョ・ウョン監督がどのように金の上納を受けてきたのか具体的に供述した。 チョ監督が仁川地域のダイビング界全般にわたって長期的・組織的に賄賂を受け取ってきたということだ。 A氏は自分の実際の経験をもとに、金の上納実態を公開した。

「2012年から2015年の実業チーム契約前まで毎月30万ウォンずつ保護者B氏の口座に入金した。この口座を通じて仁川地域の横浜小学校、◇◇中学校、△△△高校の保護者も「ダイビングレッスン費」という名前で毎月30万ウォンずつ入金した。2018年頃、チョ・ウョン監督はキム・ヨンラン法を避けるために「仁川市水泳連盟」口座に入金しろと指示したりもした。また2022~23年チョ監督は事業者登録がされている他の指導者に頼み、この法人口座で保護者のお金を受け取った」

A氏はこれに対する証拠として、B氏の口座に30万ウォンずつ入金した内訳を公開した。 ここにはB氏の実名と口座番号も明記されている。 また、法人口座に入金した内訳も暴露した。 A氏は「賄賂を受け取ること自体が不法だ。 口座を貸すなどチョ・ウョン監督の賄賂授受を助けた人も処罰されなければならない」と強調した。

実業チームに入団しても、金の上納は終わっていないという。 ダイビング界を離れない限り、お金の上納は「税金」のようについてきた。

「2015~16年の2年間、仁川市庁に選手として契約した時、チョ・ウョン監督が契約金10%を現金でくれと言った。 実業チームの契約金が入金された後、500万ウォンを母親の通帳に振り込んだ。 母親が現金で引き出し、チョ監督の車の中の引き出しに入れた。 チョ監督は尻尾をつかまれないために「現金」を望んだ。 仁川市庁所属の□□□選手もくれたし、他の選手たちもこのように渡したと聞いている」国家代表または指導者の席が「餌」として使われたという。

「チョ・ウョン監督は若い選手や保護者に『国家代表にしてあげるから、私の言うことをよく聞け』という言葉を平気で言ったりした。 また、チョ監督は誰々に『仁川市庁の席を与える』という言葉をあちこちで口にして回った

チョ・ウョン監督は、金の上納疑惑について、「今はそのような時代ではない」とし、「むしろ A が我々 (仁川市庁)の選手たちを訪ねてきて(証言しろと)脅迫した」と主張した。

最後にA氏は「チョ・ウョン監督に対する問題を提起すると、私を選手委員会に告発して全国体育大会に 出られないようにするという脅迫もした」とし「しかし私のように同じように被害を受けかねない後輩た ちを考えて勇気を出した。 徹底した真相究明を通じて法と倫理に合わない指導者は処罰しなければならな い」と強調した。

「指導者の目の外に出たら選手の命は終わり」

大韓水泳連盟は 2020 年 10 月 8 日、「チョ・ウョン監督を東京オリンピック、福岡世界水泳選手権大会、杭州アジア大会など主要国際大会を率いるダイビング国家代表チームの指導者に選任した」と発表した。 また、チョ監督は大韓民国ダイビング「看板選手」を育てたことでも有名だ。 これと関連して匿名を要求したダイビング選手の保護者は「ダイビング界の場合、売れっ子指導者が小・中・高から実業チーム、国家代表まで牛耳っている。 狭い世界(ダイビング系)ですでにかなり前に「ライン(既得権)」が形成されているからだ。 さらに指導者が「公認審判」まで受け持っている。 国内大会のメダルカラーまで好きなようにできる」とし「このような人に刺されたらダイビング界を去らなければならない。 選手と保護者は、指導者が死ねと言うと、死ぬふりまでするしかない。 賄賂は当然のことだ」と吐露した。

スポーツ界は 2019 年、すでに頭を悩ませている。 ショートトラック国家代表指導者の性的暴行事件を皮切りに、さまざまな種目で不正が一つ二つ明らかになった。 当時文在寅大統領が直接乗り出して「相次ぐ体育界暴力と性暴力証言はスポーツ強国大韓民国の華麗な姿の中に隠されてきた私たちの恥ずかしい姿」とし「明らかになったことだけでなく蓋然性のある範囲まで徹底的に調査・捜査し厳重な処罰が必ずなされなければならない」と話した。

しかしスポーツ界の従事者たちは「変わったことはない」と口をそろえている。 体育市民連帯執行委員長のホン・ドクギ慶尚大教授は「スポーツ分野で問題が発生すれば『隠蔽構造』が作動することになる。 需要者である選手、供給者である指導者、管理者である体育団体は複雑な利害関係で絡まっており、いずれの問題を解いても解決される構造ではない」とし「被害者が勇気を出して申告するとしても処理期間が長くかかる。 また、処理結果に対して文化体育観光部が体育団体に勧告しても強制性がなく勧告をまともに履行しない場合も発生する」と指摘した。

続いて「通報による2次被害も深刻だ。 被害の原因を被害者の過ちに帰す場合、被害の重さを被害者以外の人が判断して縮小する場合、加害者を一方的に擁護する場合、被害事実を噂したり被害者を誹謗する場合、被害者を脅迫・懐柔したり報復する場合など2次被害が一度や二度ではない」とし「専門性と独立性を備えた機関で事件に対する徹底的かつ迅速な調査が行われなければならない」と強調した。

出典: https://www.sisajournal.com/news/articleView.html?idxno=277629

03 ホン·ドクギ体育市民連帯執行委員長 2023.12.01 「スポーツ強国」を「みんなのためのスポーツ」パラダイムに転換へ



加害者が復帰する「身内庇護」に被害者は「学習された無気力」だけ

韓国社会スポーツ界の「人権侵害」問題は昨日今日のことではない。 ショートトラック国家代表指導者の性暴力事件(2019年)、トライアスロン選手死亡事件(2020年)、プロバレーボール双子女子選手校内暴力事件(2021年)、幼少年サッカー選手死亡事件(2022年)など毎年大規模なスポーツ人権侵害問題が登場した。 スポーツ分野の人権侵害は過去と比べて減少したとはいえ、依然として非常に広範囲で日常的で持続的に行われている。 政府はこれを改善するために国民体育振興法改正、スポーツ倫理センター設立など多様な努力を傾けているが、現場では依然として同じ問題

が繰り返されている。 政府の多様な努力にもスポーツ界の人権侵害が繰り返される理由は何だろうか? これを把握するためには、スポーツ界の人権侵害の原因が単純に加害者個人の人格問題ではなく、スポーツ分野の構造的問題にあることを理解する必要がある。

暴力は「継承」されるが、隠蔽に汲々としている

スポーツ分野の人権侵害はどのような仕組みの中で発生するのか? スポーツ界で人権侵害が繰り返し発生する構造を調べれば、運動部だけの慣行と位階文化が強く形成されていることが分かる。 スポーツにおいて競争は必然的かつ重要な価値である。 だが、過度な勝利至上主義を追求する過程で人間の尊厳性を保障されない状況が発生する。 選手管理と統制の効率性や伝統と礼儀という名目で暴力的な位階文化が造成されるのだ。 時には厳しい状況でこれを我慢して耐えることも訓練の一部として容認される過程で暴力と訓練が明確に区分されず曖昧になることもある。 精神力の強化と団結を理由に体罰や暴力は訓練に化ける。 選手たちは暴力を必要悪と思って順応したり、むしろ一部の選手や指導者の場合、先輩・後輩間の位階秩序などを理由に暴力を擁護し正当化する。 日常生活全般にわたるスポーツ分野の閉鎖性は暴力を内面化し、結局被害者は未来の加害者になる暴力の継承が発生する。 継承の輪は堅固で、個人が切りにくくなる。

ひとたびスポーツ分野で人権侵害が発生すれば隠蔽構造が作動することになる。 需要者である選手、供給者である指導者、管理者である体育団体は複雑な利害関係で絡まっており、いずれかの問題を解いたからといって問題が解決される構造ではない。 スポーツ倫理センターなど人権侵害事実を申告できる機関があるが、狭くて閉鎖的な運動部の特性上、被害者の身元が簡単に露出される可能性があり、申告による不利益など「2次被害」に対する恐れにより申告しにくい。 「二次被害」を誘発する状況としては、「被害原因を被害者の過ちに帰す場合」、「被害の重さを被害者以外の者が判断して縮小する場合」、「加害者を一方的に擁護する場合」、「被害事実を噂したり被害者を誹謗する場合」、「被害者を脅迫、懐柔、報復する場合」などが挙げられる。

被害者が勇気を出して申告したとしても、処理期間が長くかかったり、処理結果に対して文化体育観光部が体育団体に勧告しても強制性がなく勧告をまともに履行しない場合も発生する。 専門性と独立性を備えた機関で事件に対して徹底的かつ迅速な調査が行われなければならない。 これに対する信頼なしには被害者が申告することは難しい。 また、体育の公正性を阻害するスポーツ不正も問題だ。 これは運動中に発

生する八百長、偏向判定、審判買収、不法賭博など運動競技の公正な運営を阻害する行為と会計不正、背任、横領および収賄、入試不正、不正入学、私文書偽造など体育団体の透明性と民主性を阻害する行為を含む。 一部のスポーツ現場では依然として体罰や言語暴力が容認されており、このような人権侵害に問題を提起することに対してむしろ精神力が弱いと貶める認識の欠乏が存在する。 加害者に対する懲戒が色々な理由で「軽い処罰」に終わっていることも問題だ。 例えば、スポーツ分野の人権侵害判決内容を調べれば加害者が初犯であり、反省しており、国威宣揚に寄与したなどの理由で処罰を受けたばかりなのに加害者がスポーツ現場に再び復帰する「身内庇護」が強く作動していることが分かる。 状況がこうなので被害者は「学習された無気力」を形成せざるを得ない。

暴力はいかなる場合でも正当化できない

先進国の場合、勉強と運動を並行する「デュアルキャリア(Dual Career)」体系がよく整っている反面、韓国社会で学生選手が専門選手に成長する過程は勉強と運動を並行できず運動だけをしなければならない単線的構造の中に置かれているのが現実だ。このような学生選手の学習権侵害は、一人の人間として知的・情緒的・社会的成長を阻害する。

また、指導者は試合実績を中心に再契約が行われるため、試合結果だけに重点を置くしかない。 いくら立派な指導哲学を持っていても、結果が良くなければ生き残れない。 科学的で体系的な指導法を学んだことのない指導者は、選手たちの能力を極大化するための簡単な方法として暴力を使う。 このような状況で、選手は一つの完全な人格体ではなく、指導者の生存のための道具に転落する。 一言で「メダル至上主義」によって運動成績さえ良ければ他のすべての状況が容認される「スポーツ強国パラダイム」が強いメカニズムとして作動するということだ。 暴力はいかなる理由であれ正当化できない。 体罰や訓育を通じて選手の行動を修正できると信じることは、人間を刺激・反応の対象に客体化させるだけだ。 スポーツ界の暴力は被害者に身体的損傷だけでなく、怒り、不安、恐怖、憂鬱、疎外感のような情緒的傷を非常に長い間残す。

結局、スポーツ界の人権侵害を改善するためには実質的な申告システムの用意、懲戒基準の明確性および細分化、申告義務制の定着、一罰百戒システムの用意など制度の実効性改善が要求される。 国家の役割はスポーツを国家主義の手段として使うのではなく、全国民がスポーツを楽しめるように助けることにある。 結局、「スポーツ強国パラダイム」は「皆のためのスポーツ」パラダイムに転換されなければならない。 私たちが次の世代に譲らなければならないのは、スポーツに参加するすべての人が完全に尊重されるスポーツ文化だ。 今はすべての人がスポーツ参加過程で尊厳性と幸福を追求する権利を保障されるように国家がこれを保障し人権親和的なスポーツ文化が用意されなければならない時だ。

出典: https://www.sisajournal.com/news/articleView.html?idxno=277636

04 CNB 2023, 11, 29

大韓体育会、「故チェ·スクヒョン事件」文化体育観光部懲戒要求覆して ・・・李ギフン大韓体育会会長「理事会決議という言葉はない」



大韓体育会が監督などの暴力に耐え切れず、自ら命を絶ったある体育選手と関連した政府の懲戒要求を無視した事実が後になって明らかになった。 CNBC ニュースが内幕を単独取材した。 (CNBニュース=ファン・スオ記者)

この事件の始まりは3年5ヵ月前にさかのぼる。 2020年6月26日、故チェ·スクヒョントライアスロン選手は監督、チームドクター、先輩からの度重なる暴力

に勝てず、大韓体育会に陳情書を出した。

この陳情書には、チェ選手がチームドクターから金の恐喝と常習暴行、監督と先輩選手から暴行を受けた という内容が盛り込まれた。

チェ選手は大韓体育会だけでなく、検察、警察など多くの機関に助けを求めたが、何の助けも受けなかった。 チェ選手は結局 2020 年 6 月、母親に「ママ愛してる、その人たちの罪を明らかにしてほしい」というカカオトークメッセージを残したまま自ら人生を終えた。

その後、この事件がマスコミに報道され、大きな波紋を呼んだ。 当時文在寅大統領は閣議で「皆に愛されるべき選手が極端な選択に至ったことが非常に残念で胸が痛む」とし「二度とこのような不幸な事件が繰り返されてはならない。 徹底した調査を通じて適当な処罰と責任が伴わなければならない」と強調した。 国会も積極的に乗り出した。 チェ選手が亡くなってから 1ヶ月後の 2020 年 7 月、「チェ・スクヒョン事件 再発防止法」が発議され、一瀉千里(訳注:物事が速くはかどること)で国会を通過した。 同法は、スポーツ不正と人権侵害が発生した場合、これをスポーツ倫理センターが直接監督するようにすることを骨子としている。

また同月、文化体育観光部(以下、文体部)はチェ・スクヒョン事件関連の特別調査に着手した。 約1ヵ月間の調査の末、文体部は体育界の責任者だった文体部体育局長を補職解任した。 また、大韓体育会のイ・ギフン会長に「厳重警告」を下すと同時に、大韓体育会がキム・スンホ事務総長を解任し、事件関係者と把握されたセンター長に「重懲戒」、相談士に「軽懲戒」を下すことを要求した。

当時、文体部は大韓体育会に懲戒を要求した理由として「チェ選手苛酷行為関連陳情事件は大韓体育会など体育団体の安易で消極的な対応と不良調査など選手権益保護体系の総体的不良と管理不十分により適期に必要な救済を受けられなかったことが確認された」と明らかにした。

しかし、CNBニュースの取材結果、大韓体育会は関係者に軽い懲戒だけを下し、事件を終了したことが明らかになった。

大韓体育会は文化体育観光部が解任を要求したキム·スンホ事務総長には「免責」措置を、重懲戒を要求したセンター長には「けん責」措置を、相談士には「警告」措置を各々下した。

「免責」は責任を問わないという意味だ。 「けん責」は始末書を提出する懲戒で勤労者に不利益を伴わず 軽懲戒に属する。 「警告」は言葉または書面で訓戒する最も軽い懲戒だ。

CNBニュースが入手した 2021 年 2 月 4 日大韓体育会「第 46 次理事会」会議録によれば、この日の会議で大韓体育会のイ・ギフン会長は「キム・スンホ事務総長の任期満了が残りわずかなので理事会決議でキム事務総長を免責することに確定する」と話した。

チェ選手が死亡したのは 2020 年 6 月であり、文体部が大韓体育会にキム事務総長解任を指示したのは 2020 年 8 月だった。 これから 6 ヶ月も経ってキム事務総長の懲戒と関連した理事会が開かれ、この会議で「キム事務総長の任期が終了する時点」とし責任を問わないことにしたのだ。 キム事務総長の任期は理事会 2 日後の 2021 年 2 月 6 日だった。 免責以後、キム事務総長は 2022 年 5 月から人事革新処長として勤めている。

これに対して大韓体育会関係者は 29 日、CNBC ニュースに「大韓体育会スポーツ公正委で法律検討をしたが、理事会で懲戒を決定するのが正しいという判断の下、理事会にこの事案を移牒した」とし「したがって公取委から遅れて理事会が遅く開かれたのであって故意に懲戒を遅延させたのではない」と釈明した。

また、この関係者は「大韓体育会のイ·ギフン会長に直接報告すると『キム·スンホ事務総長の免責関連事項は大韓体育会の最高執行機関である理事会で決定されたこと』とだけ話した」として「私たちは理事会の関連内容を詳細に知ることはできない」と明らかにした。

出典: https://www.cnbnews.com/news/article.html?no=631260

05 ザ・ファクト 2023.11.30

仁川障害者専門体育選手の40%「人権侵害された」



仁川障害者専門体育選手 10 人のうち 4 人が人権侵害を経験したことが分かった。

仁川市社会サービス院(司書院)が最近実施した「仁川障害者専門体育選手 人権実態調査」の結果を30日発表した。

今回の調査は仁川市障害者体育会の自主調査ではなく外部機関である仁川大学産学協力団に依頼し、6~9月に選手 286人、監督・コーチなど従事者 33人を対象に行った。

司書員(障害者人権擁護機関)は視覚障害と発達障害のある選手 100 人を直接実態調査し、虐待の疑い事例 9 件を発見し、相談、調査などを進めた。

回答者の 45.9%は競技団体(協会・連盟)所属で、23.4%は民間企業、21.2%は市·道·郡障害者体育会所属だ。

また、回答者の 47.1%は選手活動が主業で、学生は 13.4%で、専門選手は 81.8%、同好人選手は 16.3%だった。

調査に参加した回答者のうち 35.6%は「人権侵害がある」と答え、「非常に深刻だ」と答えた比率も 9.6% と集計された。

反面、「全くない」と「ない」はそれぞれ 21.8%、33%だった。 人権侵害を直接受けたり目撃した経験があるかという質問には 72.8%が「ない」と答えたが、14.6%は「直接目撃したり伝えた」と答え、「直接経験した」という回答も 12.6%にもなった。

人権侵害の類型としては「いじめおよびデマ流布」が 24.3%、「苦痛や言語的脅迫」18.3%、「体罰や気合」17.4%、「悪口」17.4%、「殴打」12.2%の順と現れた。

人権侵害にあっても 40.6%は「何の対応もできなかった」とし、「対応した」という回答は 26.6%だった。 加害者としては「同僚選手」が 52.6%で最も多く、「監督・コーチ」は 40.4%、「コーチングスタッフ」と 「体育施設職員」、「利用者」もそれぞれ 3.5%を占めた。

人権教育はまともに行われなかった。 この1年間、障害者人権教育の受講有無を尋ねると、10人中3人は教育経験がないと調査され、教育時間も38%が1~2時間受講、4時間以上は15%に過ぎなかった。

選手の半分は人権侵害が起きた時、支援を受ける機関を認知できなかった。 人権侵害申告機関、権益擁護機関、スポーツ倫理センターなどを「知らない」という回答はそれぞれ 42.4%、55%、50.2%で半分程度 を占めた。

これに伴い、選手たちは人権教育の必要性に対して 85.4%が「必要だ」と答え、指導者対象の人権教育も 86.1%が「必要だ」と答えた。

選手たちの人権侵害は、足りない体育施設やプログラム、非障害者の顔色のために発生したものと分析された。

回答者の32.4%は「利用できる体育施設数が不足して利用を放棄」と答え、22.8%は「利用できる体育プログラム不足」、22.5%は「非障害者の顔色を伺って」体育施設利用をあきらめたと答えた。

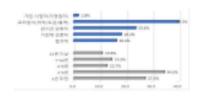
今回の研究を遂行した仁川大学産学協力団は、選手たちの人権を保障するためには施設改善、接近性拡大、体育施設情報公開、相談窓口準備などの必要性を提案した。

仁川大学のチョン・ジへ教授は「今回の研究は権益擁護機関と共にして現場調査で虐待の疑い事例発見時に 直ちに介入できたという点で意味が大きい」とし、「私たちの社会が除け者扱い、いじめのような日常の差 別行為を人権侵害と考える人権感受性の水準が上がれば障害者選手の人権侵害も減るだろう」と話した。

出典: https://news.tf.co.kr/read/national/2058665.htm

06 光州ドリーム 2023.12.04

生活体育施設従事者の8割が非正規職



光州地域の生活体育施設従事者の80%が非正規職であることが調査された。

光州広域市非正規職支援センター(センター長チョン・チャンホ)は最近 「2023 光州地域生活体育施設従事者労働環境実態調査」結果を発表した。

調査は 4 月~5 月にかけて対面/非対面アンケートで行い、ジム、ヨガ、武道塾など生活体育施設事業主(59人)と労働者(55人、講師・職員など)等、計 104 人が参加した。

分析の結果、全体回答者の中で 42.2%が「フリーランサー(委託/請負/用役)」として仕事をしており、「短時間」25%、「期間制」10.3%で約 80%が非正規職労働者であることが把握された。

労働者の場合、現在の職種で仕事をすることになった経路を尋ねる質問に「師匠、先輩、知人などの紹介」が 63.6%で最も多く「インターネット求職サイトを通じて」が 16.4%で後に続いた。 勤労契約書は「文書で 2 部を作成し会社と本人が 1 部ずつ分けた」という応答が 54.5%、「契約書を作成せず口頭で契約した」が 36.4%と現れた。

勤務時間/出退勤時間を尋ねる質問項目では「出退勤時間が一定に決まっている」が 69.1%、「日程が不規則に変動する」が 25.5%を占めた。

4 大保険未加入関連で国民年金 49.1%、健康保険 43.6%、雇用保険 50.9%、労災保険 50.9%で半分ほどが 4 大保険に未加入状態だということが確認された。 業務中に怪我をした場合、主にどのように処理するか を尋ねる質問に 49.1%が「個人的に解決(個人保険含む)する」と答え、「労災保険処理」応答は 20.0%と現れた。

2022 年基準、業務中に事業主から経験した事例を尋ねる質問に「賃金未払い(12.7%)」、「不当業務指示(10.9%)」、「人格無視(7.3%)」、「悪口(1.8%)」の経験があると答えた。 生活体育従事者の労働環境改善のために追加的に必要な事項があるかを尋ねる項目では「社会保険加入支援(34.5%)」、「職業能力開発のための教育(23.6%)」、「その他(20.0%)」、「税務などと関連した法律支援(10.9%)」、「法律支援(紛争調停)(5.5%)」、「労働人権保護教育(5.5%)」の順と出た。

事業主の場合、事業体運営支出1順位が「事業場賃貸料」で最も多い59.3%を占めた。

生活体育の運営形態は単独運営が 81.4%と非常に高く、家族(夫婦)共同運営が 11.9%、共同運営(同業含む) が 6.8%で小規模事業場が大部分であることが調査で分かった。

事業体運営の制度的側面を尋ねる質問の中で「スポーツセンターなどに対する厳格な規制がない」という 回答が 54.2%だった。 職員(講師、職員など)の管理に対する困難で 28.8%が「専門的な人材補充の困難」 を訴え、「職員対象の教育(人権教育、サービス教育など)」と「人材需給の困難」がそれぞれ 18.6%を占め、事業主の半分が人材に対する困難を経験していることが分かった。

政府や地方自治体が支援してほしい事項で「事業運営資金支援」47.5%、「賃貸料支援」30.5%で事業主回答者のうち78%が事業体運営において実質的な資金支援が必要だと答えた。

調査結果を発表したチョン・チャンホセンター長は「フリーランサー非正規職が大部分である生活体育関連 従事者の劣悪な労働環境が今回の機会に注目されることを願い、また雇用安定のための支援政策が必要 だ」として労働環境改善を強調した。

「2023 光州地域生活体育従事者労働環境実態調査結果報告書」は光州広域市非正規職支援センターホームページ(ショートカット)資料室で確認できる。

出典:https://www.gjdream.com/news/articleView.html?idxno=636790

07 週間スポーツニュース

忠北学生運動選手の人権侵害、2年間で58件···7件は指導者関連 https://www.yna.co.kr/view/AKR20231128069500064?input=1195m

不正スポーツ指導者の再就職制度の改善

http://www.jibs.co.kr/news/replay/viewNewsReplayDetail/2023113019000501322?feed=na

忠南スポーツ科学センター、第7回冬季スポーツ科学キャンプ開催 https://www.asiatoday.co.kr/view.php?key=20231129010019379 舒川中学校、障害認識改善のための障害スポーツ体験を実施 https://www.chungnamilbo.co.kr/news/articleView.html?idxno=745549

イ· ギュセン仁川市体育会長「仁川広域市選手村来年 10 月竣工」 http://www.ifm.kr/news/374289

光州広域市体育会、2023 国際大会および全国体育大会評価会議が開催されます https://www.dailysportshankook.co.kr/news/articleView.html?idxno=316419

清州市、「職場運動競技部」ワークショップ開催・・・レクリエーション等進行 https://sports.donga.com/article/all/20231203/122462261/1

龍仁市、仮想現実スポーツ体験センター設立協約

https://www.ohmvnews.com/NWS Web/View/at pg.aspx?CNTN CD=A0002983061

京畿道水原市が「第 19 回大韓民国スポーツ産業大賞」を受賞 https://www.fnnews.com/news/202312050905161049

体育市民連帯オンライン 定期後援案内

万人が楽しむスポーツ世界、体育市民連帯が共に作ります。 私達連帯の活動に積極的に賛同していただくことを願います。

> 私たち体育市民連帯は体育人の権益保護と 福祉実現のために努力しています。 皆さんの小さな心づかいがより良い世界のための 体育市民連帯活動に強固な土台となります。 体育市民連帯会員として力になろうと される方は下の口座に後援お願いします。

> > 国民銀行 086601-04-095940

口座名義:体育市民連帯

オンライン定期後援は下のリンクを通じてホームページからできます。

多くの関心をお願いします。

体育市民連帯 ソウル市 瑞草区 瑞草洞 孝寧路 230 スンジョンビル 407号

Tel: 02-2279-8999、E-mail: sports-cm@hanmail.net ホームページ: http://www.sportscm.org/

日本語訳:佐藤好行 新日本スポーツ連盟 国際活動局 韓国担当 jr1fep@gmail.com

週刊ニュースレターバックナンバー(資料室) http://www.yg.jpn.org/sportscm/index.html